

所管事項調査に関する事項

目次

- 1 長崎市消防団員定年制度の見直しと再任用制度の導入について・・・ 2～6ページ
- 2 長崎市内における行方不明者発見活動に関する覚書の締結について・・・ 7～8ページ

消 防 局

令 和 7 年 2 月

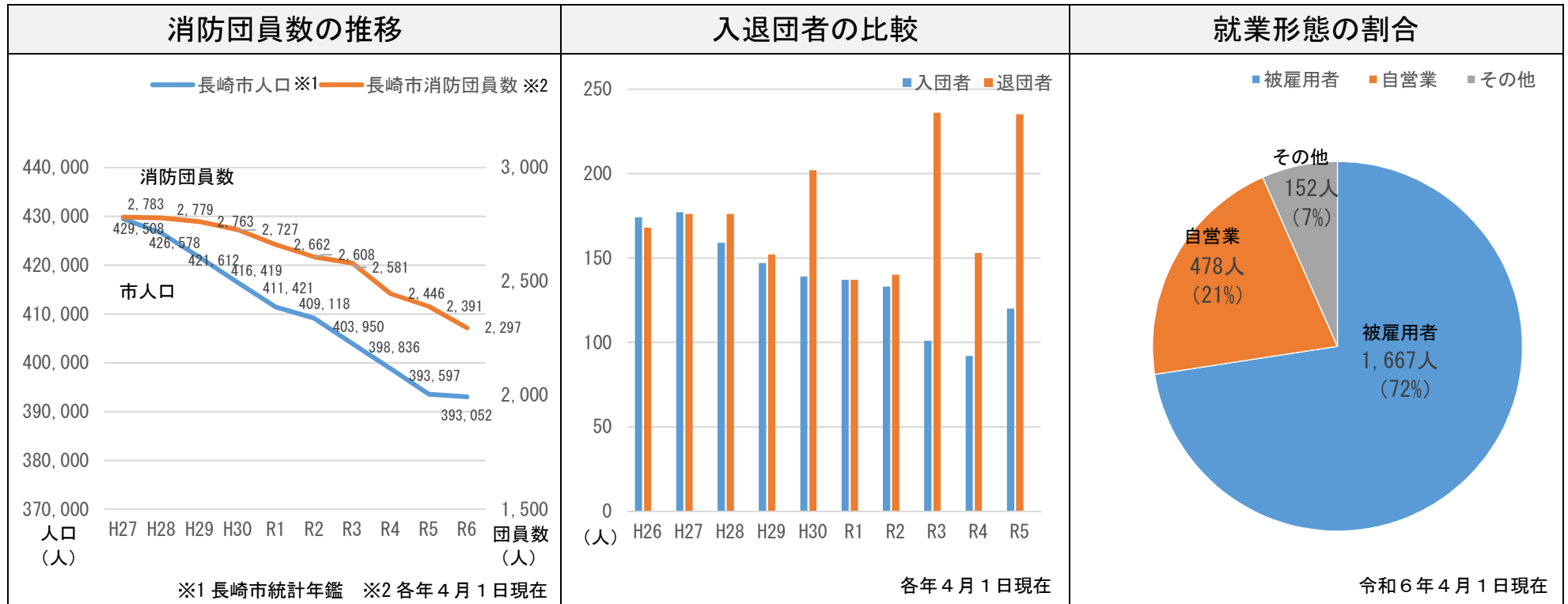
長崎市消防団員定年制度の見直しと再任用制度の導入について

1 目的

人口減少や就業形態の変化等により消防団員数の減少が課題となる中、消防団員の確保を図るため、これまでの定年制度を見直すとともに、新たに再任用制度を導入するもの。

2 背景

- (1) 消防団員数は人口減少に比例して減少傾向にある。
- (2) 新規入団者は一定数確保できているが、退団者の数が入団者を上回っている。
- (3) 消防団員の就業形態は被雇用者の割合が約7割を占めている。



3 内容

長崎市消防団員任免取扱要綱を見直し、次の特例を規定する。

(1) 定年による退職の特例

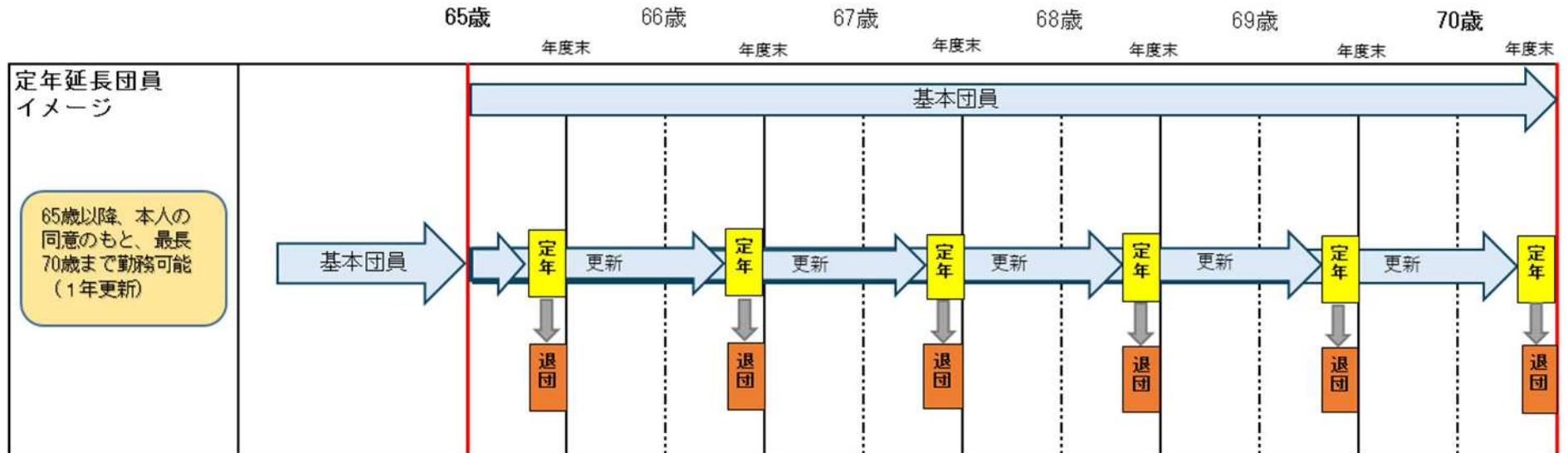
団長が、定年退職予定団員を消防団の運営に著しく支障がある場合などに、本人の同意のもと、最長70歳まで勤務させることができることとするもの。(以下、当該団員を「定年延長団員」という。)

【現行】

階級	定年年齢
団長・副団長	70歳
分団長以下の団員	65歳

【見直し後】

階級	定年年齢
団長・副団長	70歳
分団長以下の団員	最長70歳（1年更新）



【今後65歳となる団員数】(R7.2.1現在)

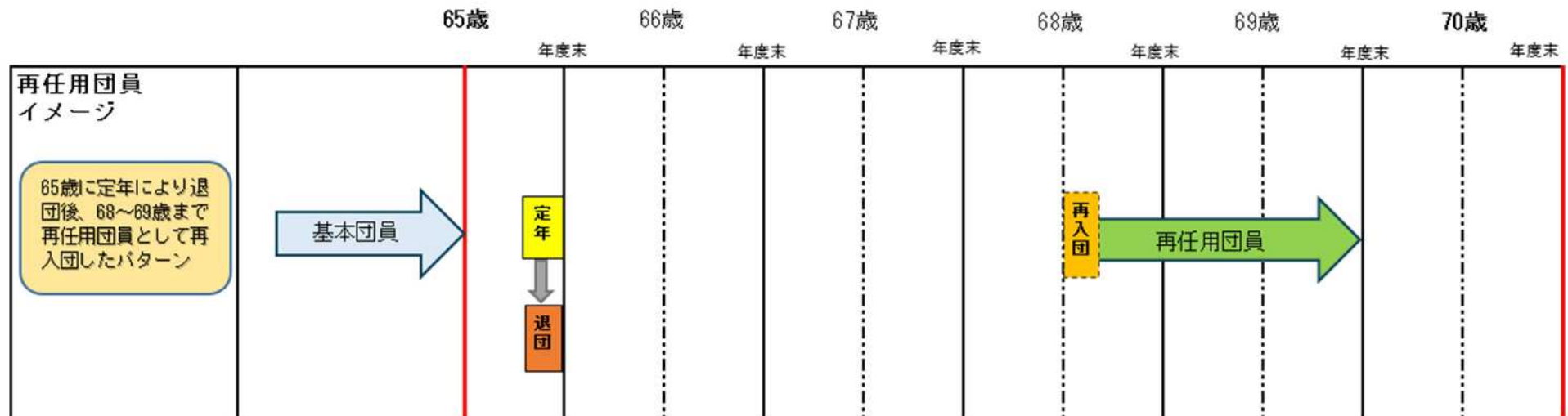
対象者	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
人数	19人	21人	31人	35人	37人

(2) 退職した消防団員の特例

団長が、特に必要があると認める場合に、65歳から70歳までの範囲内で任用し、勤務させることができることとするもの。(以下、当該団員を「再任用団員」という。)

【新規導入】

対象	内容
既に退職した消防団員	65歳から70歳までの範囲内で任用可



【再任用団員の対象となる団員数】(R7.2.1現在)

既に消防団員を退職している65歳～70歳までの方：485人

(3) 待遇等

	定年延長団員	再任用団員
役職	原則、役職定年とし階級を班長以下とする。	原則、階級を団員とする。
活動内容	65歳以下の現役団員と同じ	個人の能力や体力等の実状に応じて「災害活動のみ」、「災害活動以外の活動のみ」またはその両方を選択した活動が可能
報酬	65歳以下の現役団員と同じ	
退職報償金	延長後の退職時に支給	5年以上勤務後の退職時に支給
表彰	勤続年数を表彰基準に加算する。	勤続年数を表彰基準に加算しない。

(4) 期待される効果

- ア 消防団員の確保
- イ 若手団員への知識や技能の伝承
- ウ シニア層の活躍機会の拡大

(5) 施行期日

令和7年4月1日

4 消防団との協議経過等

(1) 協議経過

令和6年6月～10月（4回協議）

消防団長、各方面隊長、副団長と協議を重ね、定年制度見直しと再任用制度導入について了承を得る。

(2) 説明会

令和7年2月～3月

分団長、副分団長、部長へ定年制度見直しと再任用制度導入について説明会を実施中

5 消防団員確保の啓発活動状況

(1) 消防団員募集活動

- ア 消防団活動のPRポスターや消防団加入促進手順書等の作成
- イ 市内の各商工会と連携した消防団活動の周知啓発やPR活動の開催

(2) 消防団員が活動しやすい環境づくり

- ア 消防団協力事業所の登録拡大や広報
- イ 報酬金額の増額や支給範囲の拡大等による処遇改善

消防団員募集活動		消防団員が活動しやすい環境づくり	
<p>【PRポスターの作成】</p>	<p>【商工会と連携した周知啓発】</p>	<p>【消防団協力事業所の登録】</p>	<p>【機械器具の点検】</p>
<p>【加入促進手順書の作成】</p>	<p>【PR活動の開催】</p>	<p>【消防団協力事業所の広報】</p>	<p>【地域イベントへの参加・警戒】</p>

長崎市内における行方不明者発見活動に関する覚書の締結について

1 目的

長崎市と長崎市を管内とする警察署において、行方不明者の生命、身体の保護を図るため、相互に連携して発見活動に取り組み、行方不明者を早期に発見保護することを目的に、「長崎市内における行方不明者発見活動に関する覚書」を締結したものの。

2 背景

長崎市においては、これまで行方不明者の発見活動については、関係者から、捜索の相談が寄せられる事案に対し、関係部局が連携して捜索支援を行っており、平成28年11月に「防災行政無線の活用に関する覚書」を警察署と締結し、令和5年12月には、捜索支援に係る体系図をホームページで公開しており、消防における行方不明者の捜索活動は、地域から要望があった場合において、昭和62年から警察署との申し合わせの上で当該業務を行っている。

今回、行方不明者の迅速な発見に繋げるため、長崎市と管轄する警察署間で正式に覚書を取り交わし、長崎市と警察が行方不明者発見活動に係る一層の連携強化を図るもの。

【経過等】

平成28年11月10日 長崎市防災無線の活用に関する覚書（防災危機管理室）
令和5年12月 「認知症のひとり歩きにより行方不明になられたら」HP公開（すこやか支援課）
令和7年2月12日 長崎市内における行方不明者発見活動に関する覚書（消防局）

締結者：長崎市長

長崎警察署長、大浦警察署長、浦上警察署長、時津警察署長

3 体系図

